

報告第4号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年6月7日提出

沼田市長 星野 稔

第4号

専 決 処 分 書

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例について

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を別紙の
とおり改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分
する。

令和4年3月31日

沼田市長 横山公一

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行の日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条に規定する中小連結法人については、改正後の沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。